

国民健康保険に関する事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案） 滞納整理一元化等に伴う主な変更内容

1 滞納整理の一元化に伴う変更内容

(1) 新たに「国民健康保険に関する事務」を取扱う予定の部署名を追記

（資料「変更箇所一覧」：P. 35）

令和7年度からの滞納整理一元化に伴い、新たに「国民健康保険に関する事務」を取扱う予定の部署名を追記しました。令和7年4月から、追記した部署において、国民健康保険料の滞納整理を行う予定です。

(2) 国民健康保険料の滞納整理を管理するシステムの追記

（資料「変更箇所一覧」：P. 1・2・4・35）

令和7年1月から稼働を予定している国民健康保険料の滞納整理を管理するシステムを追記しました。

(3) 納付案内センターの運營業務委託の追記

（資料「変更箇所一覧」：P. 35）

令和7年1月から、架電及びSMSを利用した納付案内や被保険者からの受電対応業務等を行う納付案内センターの運營業務を委託するため、その委託事項を追記しました。

2 その他の変更内容

(1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い「資格確認書」、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を追加

（資料「変更箇所一覧」：P. 1・2・4・6・7・13・23・29）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）（以下「法」という。）の一部の施行による国民健康保険法の改正により、令和6年12月2日から、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）の保有者には「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」、非保有者等には「資格確認書」を発行することとなるため、これらの交付書類を追加しました。

(2) オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバと地方公共団体情報システム機構（J-LIS。以下同じ）が保有する基本4情報の全件チェックの実施に伴う委託内容等の追記

（資料「変更箇所一覧」：P. 3・4・14・18・24）

オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバ等において、個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するため、J-LISに照会等を行う仕組みを公益社団法人国民健康保険中央会が構築し、その業務を委託することから、委託内容等を追加しました。

(3) 情報提供ネットワークを利用した情報照会等に関する記載について、法改正の内容を反映

（資料「変更箇所一覧」：P. 1・4・19～37）

法改正により根拠法令名等を変更しました。